

令和3年 第6回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和3年3月24日(水)
開会 午後2時00分 閉会 午後2時35分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
(1) 議案第30号 令和3年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
(2) 議案第31号 京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則の一部改正について
(3) 議案第32号 京丹後市立小中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部改正について
- 7 そ の 他
- 8 会 議 録 別添のとおり(全6頁)
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和3年3月31日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 野木 三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さん、こんにちは。ただ今から「令和3年 第6回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

先日の21日はあいにくの雨でしたが、成人式が無事終了しました。教育委員の皆さんにも出席いただき、ありがとうございました。

また、昨日は小学校の卒業式、本日は各学校で修了式があり、新型コロナウイルス感染症で大変だった令和2年度も終わろうとしています。

私事で恐縮ですが、退任まで残り1週間となり、教育委員会の会議も今日で終わりだと思っています。教育次長、そして教育長として勤務した教育委員会での11年間、委員の皆さんには、大変お世話になりました。教育の世界も大きな変革期を迎えており、多くの課題がある中、頑張って勤務してきたとは思っていますが、成果があったかどうかの評価は別のことであり、後年度にされることだと思います。職員には、一人ひとりの力には限界があることから、チーム教育委員会を意識して業務にあたるよう、機会があることに指示してきましたし、皆、頑張って勤務してくれていますので、今後ともご指導いただきますようお願いいたします。

先週の19日に、延期になっていました久美浜中学校の立志式があり参観に行きました。2年生は2クラスあるのですが、時間の関係もあり1クラスを参観しましたが、代表というのではなく全員が自分の将来に向けて思いを発表していました。また、一人の生徒が、途中で数分間中断する場面があったのですが、ほかの生徒はしっかりと静かに待っており、いろいろなことを考えるよい学習時間だったと思います。

先日の22日には、議会の予算決算常任委員会があり、新年度予算が審議されました。庁

舎整備の関係で多くの意見が出される中、提案した予算を取り下げ、庁舎整備に係る予算を削除した形で再提案を行いました。また、幸福度指標調査の予算を認められないと、議員からそれを除いた予算が修正案として出され、その予算が可決決定されました。庁舎整備は、意見の中で複合施設の話も出ていますので、教育委員会が所管する図書館や子育て支援施設等の関連も、改めて検討されることになると思います。

本日は、「令和3年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について」をはじめ3議案の審議を予定していますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
野木委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りをします。
議案第30号の議案は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第30号の議案については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第30号について同意)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。
次に、議案第31号「京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第31号「京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則の一部改正について」説明を申し上げます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令が令和3年2月13日に施行されました。この政令により、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条 定義の第1項第1号の新型コロナウイルス感染症の定義を現行では、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）により指定感染症として指定された新型コロナウイルス感染症をいう」となっていますが、この部分を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう」に改めます。

附則として、「この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則は、令和3年2月13日から適用する。」としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第31号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第31号「京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第32号「京丹後市立小中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第32号「京丹後市立小中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

本補助金交付実績のある宇川小学校及び橘小学校では、現在では、徒歩又はスクールバスでの通学が整備されており、小学校においては自転車で通学する児童がいないことから実態に合わせ所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

まず、表題の「京丹後市立小中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱」を「京丹後市立中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱」に改めます。

第1条 趣旨の「小学校及び」を削り、「小中学校」を「中学校」に改め、「児童及び」と「(以下、「児童生徒」という。)」を削ります。第2条に規定する「小中学校」は「中学校」に、「児童生徒」は「生徒」に全て改めます。

第5条 第2項中「小学校及び」と「それぞれ」を削ります。

次に、様式の中の部分になりますが、要綱の題名を改正していますので、共通して「京丹後市立小中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱」の部分「京丹後市立中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱」に全て改め、様式の中で様式第5号中「要綱第10条」のあとに「第1項」を加えます。また、様式第6号中の「要綱第10条」のあとに「第2項」を加えることとしています。

附則に、施行期日として、「この告示は、令和3年4月1日から施行する。」としています。

以上よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第32号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

宇川小学校が対象と書いてあるのですが、今後小学校の再配置が考えられる地域ですし、再配置があったときに、例えば宇川小学校のように自転車通学も可能な再配置がなされるようなことがあるかも知れない。恐らくそういったことなないとは思いますが、今後再配置においても自転車通学というものは考えられないのだという認識もここに含まれているという考えでよいのでしょうか。

〈横島教育次長〉

今おっしゃっていただいたとおり、10年間やってきた再配置においても、一定過去こういうこともしていましたので、その可能性を残すような書きぶりをしていましたが、実際実施をする中で、やはり通学路の安全確保ということで、ほとんど原則3キロメートル以上はスクールバス、もしくは時間帯が合えば路線バスを利用しているという実態がありますので、今までそういう整理をしたのにまた自転車通学に戻すということはほぼ考えられないですし、納得が得られないことになるというふうに思っていますので、実態を踏まえ、今後小学校での自転車通学というものはあり得ないという前提で今回改正させていただいたということです。

〈野木委員〉

乱暴な考えかも知れませんが、そういった考えはよくわかりました。

そしたら、自転車というものがない場合、今3キロメートルという、徒歩におけるのひとつの考えがあります。今後、自転車をなくすという中でその3キロメートルという定義が短くなるというようなことも考えられるという、そういった考えというのは飛躍しすぎでしょうか。

〈横島教育次長〉

10年間進めてきた学校再配置の中でも道路状況によって、原則は3キロメートルと基準をおいていますけども、例えば峠があって非常に人通りが少なくて危険であるというようなことであったり、逆に通行車両が多くて道幅も確保されていなくて通学が危険だろうというところは、しっかり話し合って、例外をつくる時はしっかり話し合う必要があるのですが、それをしてなおやっぱり危険だという判断をして、スクールバスを出しているところもありますので、そういった部分には従来やってきた考え方を当てはめていこうというふうに思っていますので、地域の方などの合意等、誰が見てもそこは危険だということがあれば3キロメートルより短くてもスクールバスによる通学支援も検討する余地はあるという、従来と同じ考え方で整理をさせていただいています。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第32号「京丹後市立小中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、これをもしまして第6回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。
御苦労様でした。

<閉会 午後2時35分>

[4月定例会 令和3年4月1日(木) 午後5時00分から]